

新潟県条例第34号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前																
<p>第3条 （略）</p> <p><u>（指定試験機関が行う試験に係る手数料の納入等）</u></p> <p>第4条 <u>調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第2項の規定により知事が調理師試験の実施に関する事務を行わせることとした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う調理師試験を受けようとする者は、別表第3号の表30の項に規定する手数料を当該指定試験機関に納めなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。</u></p> <p>第5条 （略）</p> <p>（納入方法）</p> <p>第6条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) <u>別表第3号の表30の項、第5号の表17の項、第6号の表1の項から7の2の項まで及び第8号の表に掲げるもの</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>(1) 知事政策局関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">対象となる事務</th> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の規定に基</td> <td>一般旅券発給事務手数料</td> <td style="text-align: center;">1件につき 2,000円（旅券法第20条第2項の規定の適用を</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる事務	名称	区 分	金 額	1	旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の規定に基	一般旅券発給事務手数料	1件につき 2,000円（旅券法第20条第2項の規定の適用を	<p>第3条 （略）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>（納入方法）</p> <p>第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 別表第5号の表17の項、第6号の表1の項から7の2の項まで及び第8号の表に掲げるもの</p> <p>(2) （略）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>(1) 知事政策局関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">対象となる事務</th> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の規定に基</td> <td>一般旅券発給事務手数料</td> <td style="text-align: center;">1件につき 2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる事務	名称	区 分	金 額	1	旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の規定に基	一般旅券発給事務手数料	1件につき 2,000円
対象となる事務	名称	区 分	金 額														
1	旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の規定に基	一般旅券発給事務手数料	1件につき 2,000円（旅券法第20条第2項の規定の適用を														
対象となる事務	名称	区 分	金 額														
1	旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の規定に基	一般旅券発給事務手数料	1件につき 2,000円														

	づく一般旅券の発給に係る事務	料		受ける場合には、4,000円)
2	(略)	(略)		(略)

(2)・(2)の2 (略)

(3) 福祉保健部関係

	対象となる事務	名称	区分	金額
(略)				
29	調理師法第3条第1項の規定に基づく調理師免許	(略)		(略)
(略)				

(4)・(4)の2 (略)

(5) 農林水産部関係

	対象となる事務	名称	区分	金額
(略)				
8	家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第3条第1項第3号の規定に基づく牛の人工授精の実施に関する事務	牛受精卵移植手数料	(1) 過剰排卵処置	1件につき <u>15,000円</u>
			(2) 受精卵の採取	1件につき <u>13,300円</u>
			(3) 受精卵の凍結保存	1件につき <u>8,700円</u>
			(4) 受精卵の移植	1件につき <u>8,600円</u>
(略)				

(6)・(6)の2 (略)

(7) 教育委員会関係

	対象となる事務	名称	区分	金額
(略)				
4	(略)	(略)		(略)

	づく一般旅券の発給に係る事務	料		
2	(略)	(略)		(略)
3	削除			
4	旅券法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補に係る事務	一般旅券査証欄増補事務手数料		1件につき 500円

(2)・(2)の2 (略)

(3) 福祉保健部関係

	対象となる事務	名称	区分	金額
(略)				
29	調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項の規定に基づく調理師免許	(略)		(略)
(略)				

(4)・(4)の2 (略)

(5) 農林水産部関係

	対象となる事務	名称	区分	金額
(略)				
8	家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第3条第1項第3号の規定に基づく牛の人工授精の実施に関する事務	牛受精卵移植手数料	(1) 過剰排卵処置	1件につき <u>10,700円</u>
			(2) 受精卵の採取	1件につき <u>12,000円</u>
			(3) 受精卵の凍結保存	1件につき <u>5,600円</u>
			(4) 受精卵の移植	1件につき <u>7,500円</u>
(略)				

(6)・(6)の2 (略)

(7) 教育委員会関係

	対象となる事務	名称	区分	金額
(略)				
4	(略)	(略)		(略)

(略)				
7	(略)	(略)		(略)

4 の 2	教育職員免許 の 法第9条の2 第1項の規定 に基づく普通 免許状又は特 別免許状の有 効期間の更新	教育職 員の普 通免許 状又は 特別免 許状の 有効期 間の更 新手数料		1件につき 3,300円
4 の 3	教育職員免許 の 法第9条の2 第5項の規定 に基づく普通 免許状又は特 別免許状の有 効期間の延長	教育職 員の普 通免許 状又は 特別免 許状の 有効期 間の延 長手数料		1件につき 2,000円
(略)				
7	(略)	(略)		(略)
7 の 2	教育職員免許 の 法及び教育公 務員特例法の 一部を改正す る法律（平成 19年法律第98 号）附則第2 条第2項の規 定に基づく更 新講習修了確 認	旧免許 状所持 現職教 員更新 講習修 了確認 手数料		1件につき 3,300円
7 の 3	教育職員免許 の 法及び教育公 務員特例法の 一部を改正す る法律附則第 2条第3項第 3号の規定に 基づく同号に 規定する期間 内にあること についての確 認	旧免許 状所持 者の免 許状更 新講習 修了に 係る確 認手数料		1件につき 3,300円
7 の 4	教育職員免許 の 法及び教育公 務員特例法の 一部を改正す る法律附則第	旧免許 状所持 現職教 員更新 講習修		1件につき 2,000円

					2条第4項の規定に基づく修了確認期限の延期	了確認期限の延期手数料		
				75	教育職員免許の法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第5項の規定に基づく免許状更新講習を受ける必要がないことの認定	旧免許状所持現職教員更新講習受講免除認定手数料		1件につき 3,300円
(8)・(9) (略)					(8)・(9) (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第7号の表の改正 公布の日
 - (2) 別表第1号の表の改正並びに次項及び附則第3項の規定 令和5年3月27日
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1号の表(1の項を除く。)の規定は、前項第2号に定める日(以下「一部施行日」という。)以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、一部施行日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1号の表1の項の規定は、一部施行日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律(令和4年法律第33号)による改正後の旅券法(昭和26年法律第267号)第18条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定によりその効力を失った場合について適用し、施行日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項(同号に係る部分に限る。)の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の例による。